

さわやかマナー



ポイ捨てをやめよう

空き缶、ペットボトル、たばこの吸殻等を定められた場所以外の場所に捨て、又は放置しないこと



ペットのふんは持ち帰ろう

飼い犬、飼い猫その他愛玩動物のふんを放置しないこと



路上喫煙をやめよう

路上喫煙禁止区域では指定された喫煙場所以外では喫煙しないこと



歩きスマホをやめよう

歩行又は自転車を運転しながらスマートフォン、ゲーム機等を操作又は注視しないこと



ちらしを散乱させないようにしよう

自らが配布したビラ、ちらし、パンフレットその他これらに類するものを散乱させ、又は放置しないこと



落書きをやめよう

建築物等を管理する者の承諾を得ず、塗料等により、当該建築物に文字、図形又は絵柄を描かないこと

※法律及び条例により、全市的に禁止されているものがあります。

啓発キャンペーン

市議会議員による条例のPR活動を実施します。

●とき／ところ 下表のとおり

とき	ところ
2月3日(火) 午前7時30分～8時頃	名鉄新安城駅 J R三河安城駅 名鉄桜井駅
午後4時～4時30分頃	市内スーパー等
2月5日(木) 午前7時30分～8時頃	J R安城駅
午後4時～4時30分頃	市内スーパー等

※実施時間は変更することがあります。

特集

安城市さわやかマナーまちづくり条例

4月1日(水)からスタートします

市民意識の啓発と高揚により、きれいで快適なまちを目指します。
この条例は、昭和27年の市制施行以来初となる議員提出による政策的条例です。

条例の目的

より良いまちづくり推進のため、市民等や市が果たすべき役割を明らかにし、快適で安全な生活環境を形成することを目的としています。

市民等と市の役割

市民等は、自主的にモラル向上とマナー遵守に努め、市は条例の目的を達成するための施策を実施します。

市の施策

市が行う施策の概要は次のとおりです。

条例制定の背景
本市は、都築弥厚らによる明治用水や地理的条件及び環境に恵まれ、農・工・商のバランスがとれた地方都市へと発展してきました。

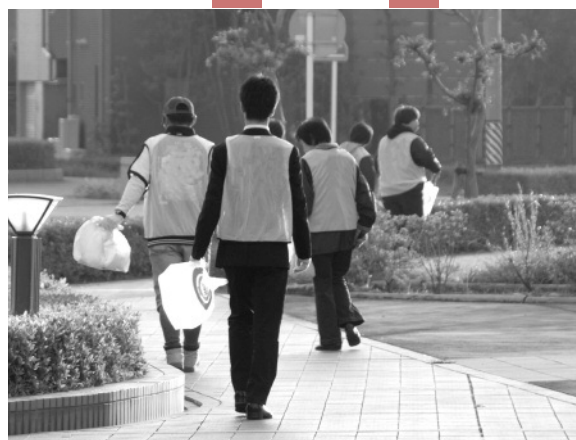
人口増加や都市化が進む中にもあっても、善意ある市民により美しい景観や快適な空間が保たれています。この状況を見つめ直し、より良いまちづくりを進めることを望み、市議会が提案しました。条例は昨年12月議会で可決成立し、4月1日から施行となります。

●**活動団体への支援** さわやかマナー推進地区において、さわやかマナーを推進する活動団体を指定します
※さわやかマナー推進地区は、4月1日以降に随時指定する予定です。

を4月以降募集し、登録した団体に対して支援を行います
●**路上喫煙禁止区域(※)の指定**
さわやかマナー推進地区のうち特に人の往来が多く、路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定します
※路上喫煙禁止区域は、関係機関等と調整の後、10月1日(木)以降の指定を目指しています。
●**指導及び命令** さわやかマナー推進地区内で、さわやかマナーに違反した人にはマナーを守るよう指導し、路上喫煙禁止区域で喫煙している人には中止を命令することができるようになります
●**さわやかマナー推進員の委嘱**
この条例を推進するため、さわやかマナー推進員を委嘱し、さわやかマナー推進地区での指導や啓発等の活動を行います

さわやかマナーQ&A

◆**Q1** 路上喫煙禁止区域は全面禁煙ですか？
◆**A1** 指定喫煙場所では喫煙することができます
◆**Q2** 罰則はありますか？
◆**A2** 罰則はありません。取り締まることが目的ではなく、市民等一人一人が自主的にまちづくりに取り組むことこそが重要であると考えられています
◆**Q3** マナーを守るのはさわやかマナー推進地区だけですか？
◆**A3** いいえ、全ての場所でマナーを守る必要があります。ただし、条例の効果的な運用のため、多くの市民等が集まる場所等重点的に施策を実施します



▲さわやかマナー啓発活動のイメージ
5人以上で構成され、概ね月1回以上さわやかマナーの啓発活動をする等の要件を満たした団体は、支援を受けることができるようになります